

産後ケア事業のご案内



出産後、家族などからの支援が難しく、体調や育児に不安のあるお母さんが安心して子育てができるようなサービスを受けることができる事業です。

【利用できる人】

摂津市民であり、産後1歳未満のお母さんと赤ちゃんで、次のいずれかに該当する方

- ・ご家族から十分な家事や育児の援助が受けられない
- ・産後に心身の不調または育児不安がある
- ※赤ちゃん、お母さんに医療行為の必要がある方は対象となりません。

【支援内容】

- ◆からだのサポート（お母さんの休養、体調管理）
- ◆育児のサポート（赤ちゃんのお風呂や授乳のサポート、スキンケア）
- ◆こころのサポート（子育て相談）

【利用時間・利用料】

メニュー	利用者負担額（1回あたり）	利用時間	利用期間限度
宿泊型	5泊目まで 1日1,750円（1泊2日5食付～） 6泊目から 1日3,000円 （多胎児の場合は1日400円増）	午前10時～ 翌日午後7時	6泊7日
デイサービス型 （通所）	2,000円 1日（昼・夕の食事付） （多胎児の場合は1名追加ごとに300円増）	午前10時～ 午後7時	7日間
訪問型	1,000円 （多胎児の場合は1名追加ごとに200円増）	午前9時から 午後5時までの 90分以内	3日間

【各メニュー共通】

- *利用時間を短縮されても料金は変わりません。
- *非課税世帯・生活保護世帯の場合は減免制度があります。
- *利用内容を変更する場合は、すみやかに利用される事業所にご相談ください。
- *利用決定後にキャンセルする場合は、キャンセル料が発生します。
- *母子のいずれかが感染性疾患に罹患している可能性がある場合、利用できません。

【宿泊・デイサービス型】 ※医療機関・助産院の利用ができます

- *上のお子さまも一緒にご利用を希望される場合は、事前にご相談ください。
（利用可能施設が限られ、利用料が発生します。）

【訪問型】

- *助産師がご自宅で乳房のケアや授乳方法の指導、健康管理や産後の生活のアドバイス、沐浴やスキンケア等の相談を受け付けます。

【利用までの流れ】

相談

利用を希望される方は、市役所新館6階 出産育児課へご連絡ください。
相談は妊娠中でも受け付けています。

申請

申請は出産後から受け付けます。産後ケア事業利用申請書に記入し、
出産育児課に申請してください。

利用決定

出産育児課が利用施設と受け入れについて調整します。
利用申請書に基づき審査した結果、「利用決定通知書」と「利用管理
表」を発行します。利用決定後は「産後ケアを利用される方へ 摂津市
産後ケア事業 利用方法及び注意事項」をご確認ください。

利用準備

*施設の状況により、ご希望に添えない場合があります。
*二回目以降、同じ施設を利用する際はご自身で連絡し、日程調整を
行ってください。

利用

利用施設から連絡が入ります。当日流れや持ち物をご確認ください。
発行された「利用管理表」を必ずご持参ください。

支払い

【宿泊型・デイサービス型】

赤ちゃんとお母さんで利用施設に行って、ケアや相談指導を受けて
ください。

【訪問型】

ご自宅でケアや相談指導を受けてください。その際、マスクの着用に
ご協力をお願いします。

利用施設（訪問型はご自宅）にて利用料をお支払いください。

産後ケア事業のご利用に際し、体調やご家族の状況を把握するため、保健師や助産師が電話
等で詳細をお伺いします。また、ご利用後も保健師が育児のサポートをさせていただきます。

産後ケアについて
利用可能な施設は
コチラ（摂津市HP）



【お問い合わせ】

〒566-8555

摂津市三島一丁目1番1号

摂津市役所 出産育児課

TEL: 06-6170-2181

FAX: 06-2181-2182

E-mail: shussan-ikuji@city.settsu.osaka.jp

